公共施設 LED 照明導入推進事業　事業契約の締結について

公共施設 LED 照明導入推進事業に関する事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和 7 年 3 月 17 日

金沢市長　村山　卓

1　対象となる公共施設等

金沢市内公共施設１２３施設

文化・スポーツ関連施設	6 施設
環境関連施設	6 施設
福祉関連施設	8 施設
消防関連施設	１０施設
公営住宅関連施設	２５施設
交通関連施設	２８施設
公民・学校・研修関連施設	３５施設
その他	5 施設

2　選定事業者の商号又は名称

金沢市昭和町 12 番 6 号

金沢市設備管理合同会社

代表社員　一般社団法人かなざわエコライト　職務執行者　上田　学

3　公共施設等の整備等の内容

調査業務、照明器具管理システムの構築・データ更新、設計・施工計画・施工・施工管理業務、既設設備の撤去・リサイクル・廃棄処分業務、維持管理業務、事業検証報告

4　契約期間

令和 7 年 3 月 17 日から令和 18 年 3 月 31 日まで

5　契約金額

金 3,890,000,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 319,350,000 円）

6　事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事項に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりである。

第 6 章 契約の終了及び損害賠償

第 49 条 （発注者の任意解除権）

1 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 51 条の規定によるほか、必要があるときは、本事業契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、受注者に損害（合理的な金融費用、違約金を含む。）を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 50 条 （発注者の催告による解除権）

発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書の内容に従った維持管理業務を行わないとき。

(3) 正当な理由がなくて着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。

(4) 発注者の承諾なく、本業務の全部又は主たる部分を一括して、代表企業、構成企業又は協力企業以外の第三者に委託し、又は請け負わせたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約不適合に対する履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、本事業契約に違反したとき。

第 51 条 （発注者の催告によらない解除権）

1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

(1) 第 72 条の規定に違反してサービスの対価に係る債権を譲渡したとき。

(2) 本事業契約を履行することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者が本事業契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の本事業契約の一部の履行が不能である場合又は受注者が本事業契約の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しな

ければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が本事業契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 本業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者が本事業契約の解除を申し入れたとき。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者にサービスの対価に係る債権を譲渡したとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしていると認められるとき。

ウ 役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して本事業契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第43条の2第1項第7号から第10号までに規定する談合その他不正行為のいずれかに該当したとき。

2 受注者は、前項の規定により本事業契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

第52条 （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条又は前条第1項に規定する場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定により契約を解除することができない。

第 53 条 （受注者の催告による解除権）

受注者は、発注者が本事業契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本事業契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 54 条 （受注者の催告によらない解除権）

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本事業契約を解除することができる。

(1) 契約の内容を変更したためサービスの対価が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 本事業契約の履行の中止期間が、履行期間の 10 分の 5 を超えたとき。

第 55 条 （受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 53 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

第 56 条 （解除等に伴う措置）

1 第 50 条、第 51 条、第 53 条又は第 54 条の規定により、本事業契約が解除されたとき、発注者はその選択により次のいずれかの措置を講じるよう受注者に求めることができ、この場合、受注者は発注者の求めに従い、引継ぎに必要な協力を行うものとする。

(1) 発注者の承諾を得た上で、以降の本業務を発注者に引き継ぐ。

(2) 発注者の承諾を得た上で、本事業の実施が十分可能な新たな受注者（金融機関等が指定する第三者を含む。）に、以降の本業務を引き継ぐ。

2 発注者は、本事業契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応するサービスの対価を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、本事業契約が解除された場合等において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、遅滞なく当該物件を撤去（発注者に返還する貸与品、支給材料等については、発注者の指定する場所へ搬出。以下この条において同じ。）

するとともに、履行箇所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行箇所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

6 第3項及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、第50条又は第 51 条第1項の規定により契約が解除された場合等においては発注者が定め、第49条第1項、第53条又は第54条の規定により契約が解除されたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

第57条 （発注者の損害賠償請求等）

1 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 整備期間内に整備業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 維持管理業務の全部又は一部の遂行を放棄し、要求水準書の内容に従った維持管理業務を行わないとき。

(3) 本事業契約の成果物に契約不適合があるとき。

(4) 第50条又は第51条の規定により、本事業契約が解除されたとき。

(5) 受注者が本事業契約の履行にあたり第68条の規定に違反したとき。

(6) 前5号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、本事業契約のサービスの対価の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第60条第1項が適用される場合を除く。

(1) 第50条又は第51条の規定により債務の履行前に本事業契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者が本事業契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

5　第１項第１号に該当する場合においては、整備期間経過後相当の期間内に整備業務を完了する見込みのあるときは、発注者は遅延利息として、遅延日数（ただし、不可抗力による遅延日数を除く。）に応じ、サービスの対価（既履行部分がある場合には、当該部分に対するサービスの対価の相当額を控除した額）につき、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第１項本文に規定する財務大臣が定める率を定める告示（昭和 32 年大蔵省告示第８号）に定める割合（告示改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額を徴収して整備期間を延長することができる。

6　第２項の場合（金沢市契約規則第 31 条第１項において読み替えて準用する同規則第５条第１項第６号の規定による担保の提供を受けている場合にあっては、第 51 条第１項第８号又は第９号アからキまでの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 58 条　（受注者の損害賠償請求等）

1　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が本事業契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 53 条又は第 54 条の規定により本事業契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第 46 条第１項の規定によるサービスの対価の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項に定める割合（法改正等により率の変更があれば変更後の率による）で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第 59 条　（建物等に対する損害賠償）

受注者は、本契約業務の執行によって発注者の建物及び設備等に損害を与えたときは、発注者に対してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が発注者の責めによる場合又は天変地異その他受注者の責めとならない事由による場合においては、この

限りでない。

第 60 条 （損害賠償の予約）

1 発注者は、受注者が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 10 号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではない。

(1) 受注者が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号から第 9 号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号の規定に該当する場合で、当該受注者に対する刑の確定が刑法第 198 条の規定によるものであるとき。

2 発注者は、受注者が金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 7 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第 43 条の 2 第 1 項第 10 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

3 前 2 項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

第 61 条 （法令の変更及び不可抗力）

1 法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務ができなくなったとき又は維持管理業務ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本事業契約及び要求水準書で提示された条件に従って、整備業務又は維持管理業務を行うために追加的な費用が必要な場合、受注者は発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、本事業契約及び要求水準書の変更並びに追加的な費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

2 法令変更又は不可抗力が生じた日から 30 日以内に前項の協議が整わない場合、発注

者は受注者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。受注者は、かかる指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害又は追加的な費用の負担は、発注者と受注者との間の協議により定めるものとする。

3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が整わない場合、発注者は、本事業契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

第 62 条 （保全義務）

受注者は、解除の通知がなされた日から維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、自らの管理下にある対象設備及び設備管理システムについて、自らの責任及び費用において、最小限度の保全措置をとらなければならない。

第 63 条 （関係書類の引渡し等）

1 受注者は、本業務の引継ぎが行われた場合には、引継ぎの完了と同時に、発注者又は発注者の指定する第三者に対して、実施設計図書及び竣工図書、その他対象設備の整備及び修補にかかる書類並びに受注者が用いた維持管理業務に関する運用マニュアル、申し送り事項その他、本業務の履行に必要な書類の一切を引き渡すものとする。

2 発注者は、前項に基づき提出を受けた図書等を、整備業務の継続、対象設備の維持管理（設備管理システムの利用を含む。）その他本事業の遂行のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、受注者は、発注者によるかかる図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。